

空楽寺納骨堂管理規則

第1条 (目的・適用)

空楽寺の経営する納骨堂は、空楽寺の認める者の為の納骨所としての用に供するものとする。
本規則は、前項の納骨堂の管理に関する基準を定め、その適性を図ることを目的とする。

第2条 (管理者)

納骨堂の管理者（以下「管理者」という。）は、空楽寺の代表役員（住職）とする。

第3条 (管理者の権限)

管理者は、本規則及び別に定める細則に従って納骨堂を管理しなければならない。

第4条 (納骨壇使用者の申込みと許可)

- 1 納骨壇使用を申込み者は、納骨壇使用申込書に所定の事項を記載し、あらかじめ管理者の許可を受けなければならない。
- 2 管理者が前項の申込みを許可し、納骨堂基本台帳に登録したときに、申込者は納骨壇使用者となる。
- 3 管理者は、納骨堂管理上必要と認めるとき、納骨壇使用者に対し、特別な措置又は条件を付することができる。

第5条 (納骨壇使用者の義務)

納骨壇使用者は、次の各号に定めるところに従って納骨壇を使用しなければならない。

- 1 納骨壇に納骨しようとするときは、あらかじめ管理者に対し、法令に基づく火葬許可証、埋葬許可証又は改葬許可証を提出すること
- 2 管理者の指定した区画を使用すること
- 3 納骨壇の原状を変更するときは、あらかじめ管理者の承認を受け、その承認したところに従って変更すること
- 4 別に定めるところにより管理冥加を納入すること
- 5 本宗の典礼をもって儀式・法要を行うこと

第6条 (納骨壇使用許可の取消)

納骨壇使用者が次の各号の一に該当するとき、管理者は納骨壇使用者に対し、納骨壇使用許可を取り消すことができる。

- 1 本宗の典礼・法要及び慣行を無視し、又は妨げたとき
- 2 境内又は納骨堂内で、他宗教の典儀・法要・儀式その他の宗教行為を行ったとき
- 3 納骨壇使用権を第三者に譲渡、又は転貸したとき
- 4 納骨壇以外の目的に使用したとき
- 5 正当な理由なく3年以上管理費の納入を怠ったとき
- 6 前各号の他、管理者の指示に違反したことが明らかなきとき

第7条 (納骨壇使用権の承継)

- 1 納骨壇使用者が死亡したときは、慣習に従って祖先の維持管理を主宰すべき者が、その地位を承継する。納骨壇使用権の承継者は、管理者に対し、遅滞なきその旨を届けなければならない。
- 2 納骨壇使用者が、その地位を前項以外の親族に承継せしめる必要が生じたときは、その事由を付し管理者の承認を得なければならない。

第8条 (管理権に基づく措置)

- 1 管理者は、納骨堂管理上必要ある場合において、納骨壇使用者に対して、納骨壇の指定換え又は変更を命ずることができる。
- 2 本規則第7条により納骨壇使用許可が取り消されたときは、納骨壇使用者は、直ちに納骨壇を原状に復し、無条件で返還しなければならない。

第9条 (規則の改正)

本規則の改正は、空楽寺納骨堂建設・管理役員会の議決を経て行う。

附 則

本規則は、平成28年12月1日より施行する。